

定 款



一般社団法人 愛知県設備設計監理協会

一般社団法人 愛知県設備設計監理協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知県設備設計監理協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、愛知県内において、建築設備の機能の増進と建築設備設計監理業務の円滑な推進を図るため、建築設備に関する普及啓発及び相談並びに建築設備設計監理に関する調査研究等を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築設備が果たす省エネルギー、防災、地球環境保全等の役割に関する普及啓発事業
- (2) 建築設備に関する相談を行う事業
- (3) 建築設備設計監理に関する調査研究及び情報を提供する事業
- (4) 会員相互の親睦互助及び福利厚生に関する事業
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

(公 告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 設備設計事務所を営む者で、この法人の目的に賛同し入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 正会員及び賛助会員は、その年度の会費を毎年6月30日までに納付しなければならない。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
 - (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散、長期借入金ならびに重要な財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 正会員への招集は「電磁的方法による通知」が可能とする。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 社員総会にやむを得ない理由により出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の内2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。
- 4 各理事について当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し会務を把握する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任及び一部免除)

第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 この法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

第31条 この法人に顧問及び相談役それぞれ2名以内を置くことができる。

2 顧問は、会長の推薦により、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要会務について会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

4 顧問には、第27条第1項の規定を準用する。

5 相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

6 相談役は、会長の要請により本会の会務に関する事項について助言する。

7 相談役には、第27条第1項の規定を準用する。

8 顧問及び相談役は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解任

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長以外の理事は、会長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 監事は、必要があると認められるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類うち第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の分配の禁止)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の禁止)

第42条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第7章 委員会

(委員会)

第43条 本会の業務執行に必要なときは、理事会に諮って適宜委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、会長の諮問に応じ、またその部門に関する事項に関し、その審議の結果を委員会の意見として会長に具申する。

- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。
- 4 委員会の委員は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
- 5 委員会の委員は無報酬とする。

第8章 事務局

(事務局)

- 第44条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備付け)

- 第45条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
 - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、社員総会において総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

(解散)

- 第47条 当法人は、一般法人法148条第1号、第2号及び第4号から7号までに規定する理由のほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 雑 則

(委任)

- 第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(法令の準拠)

- 第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法に従う。

(附 則)

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事である会長は村上正継、業務執行理事である副会長は伊藤弘正、業務執

行理事である専務理事は近藤幸成とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改正経緯記録（この行及び以下3行は定款に非ず）

この定款は 社団法人 愛知県設備設計監理協会 平成24年11月13日の平成24年度第1回臨時総会において 第1号議案により 一般社団法人となるための改正を承認可決
平成25年4月1日に一般社団法人 設立登記により施行

変 更 履 歴

令和8年5月11日 第17条（招集）について3「電磁的方法による通知」を追加